

技術者制度について

令和4年11月1日
規制改革推進会議
共通課題対策WG

1. 技術者制度の概要と現状
2. 在籍出向者の監理技術者配置について
3. 監理技術者等の確保に向けた取組

- 建設業においては、建設生産物及び施工の特性から、建設業者の施工能力が特に重要であり、建設業法第26条に基づき、施工能力を担保するため十分な技術力を有する技術者（**主任技術者・監理技術者**）を工事現場毎に配置することが求められている。

建設生産物の特性

- 一品受注生産（予め品質を確認できない）
- 完成後は瑕疵の有無確認が困難
- 長期間、不特定多数の者に利用される 等

施工の特性

- 下請業者も含めた多数の者による総合組立生産
- 天候等に左右されやすい現地屋外生産
- 発注者は建設業者の技術力を信頼し施工を託す

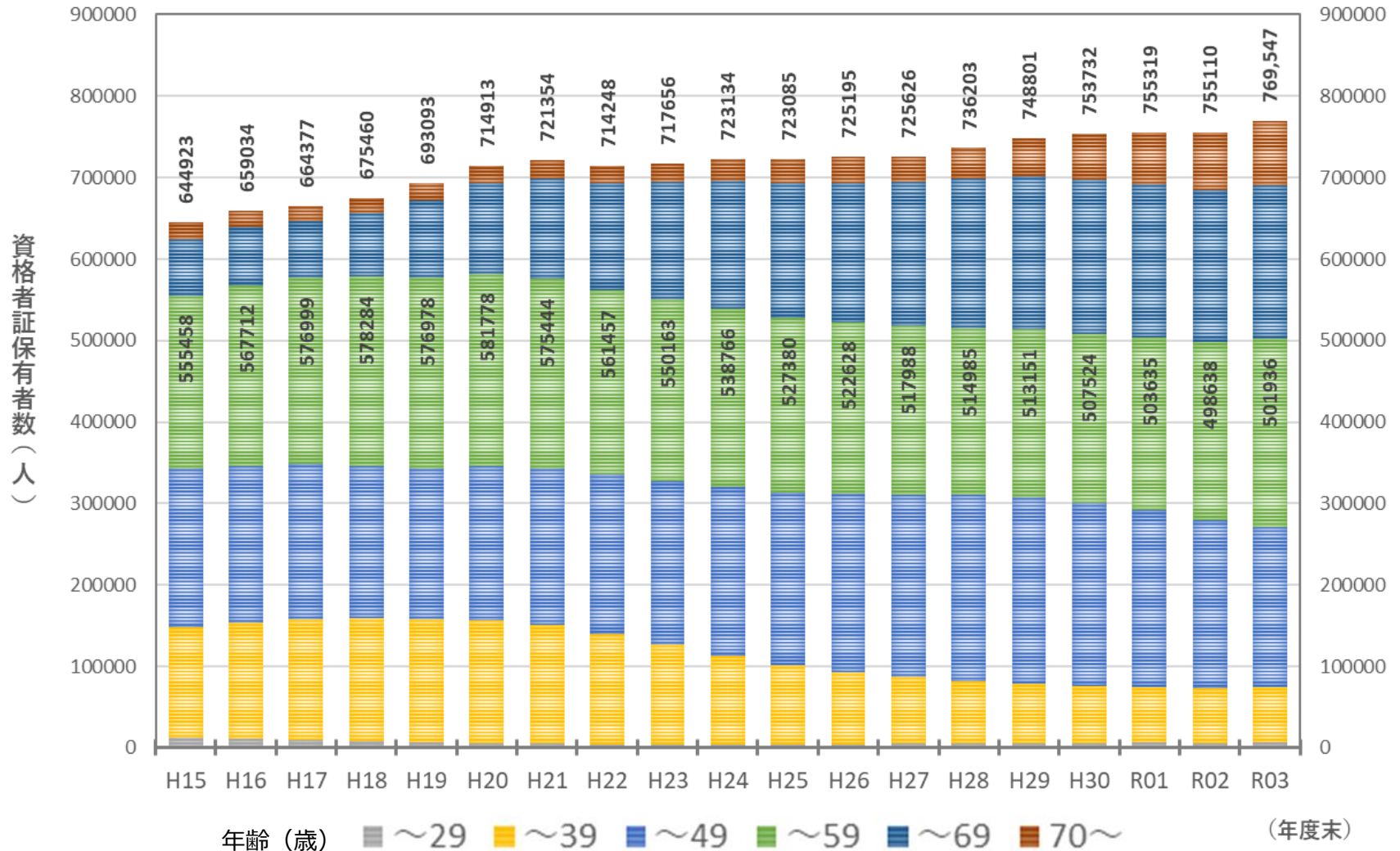
技術者制度の概要

	監理技術者	主任技術者
配置要件	元請工事における下請合計金額 4,000万円以上 (建築一式工事は6,000万円以上)	左記以外
資格要件	1級技術検定合格者 国家資格者(一級建築士等) 実務経験者	1級・2級技術検定合格者 国家資格者(一級・二級建築士等) 実務経験者
工事現場における専任の要件	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事で、請負金額が3,500万円(建築一式の場合は7,000万円)以上	

主任技術者及び監理技術者の役割

- 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における**建設工事を適正に実施**するため、**施工計画の作成、工程管理、品質管理**その他の技術上の管理及び**技術上の指導監督**を行う。(建設業法第26条の4)

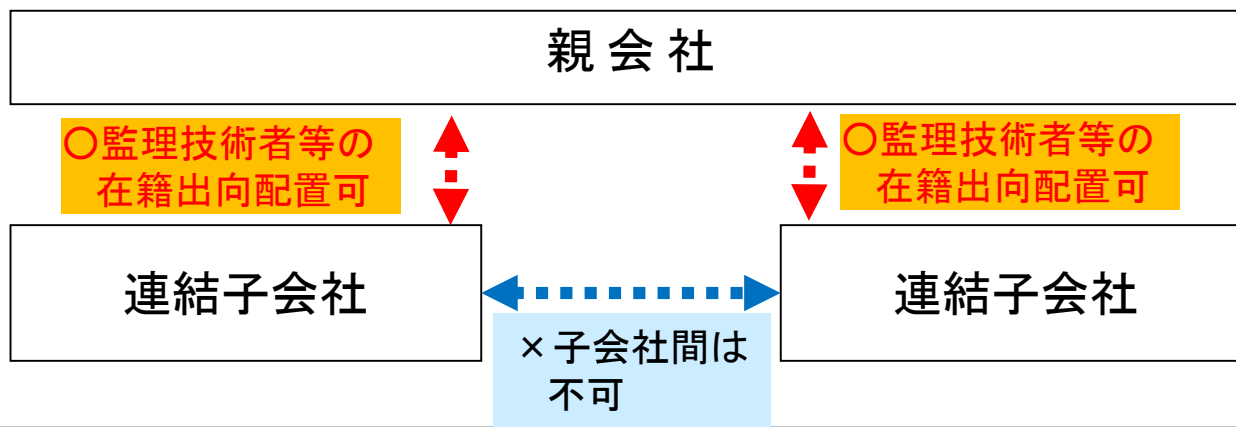
○ 1級施工管理技士資格による監理技術者資格者証保有者数は、R3年度末で769,547人。



1. 技術者制度の概要と現状
2. 在籍出向者の監理技術者配置について
3. 監理技術者等の確保に向けた取組

- 監理技術者等がその職務を適正に実施するためには、経験等により培われた技術者個人の技術力に加え、技術者が企業の技術力を熟知し、企業の技術力（ノウハウ・施工方法等）を十分発揮することが重要。
- このため、監理技術者等と所属企業との間に直接的（直接指揮命令関係）かつ恒常的（企業の技術力・ノウハウ等を熟知）な雇用関係があることが必要（「監理技術者制度運用マニュアル」）。
- 他方、技術者の効率的な活用の観点から、親会社が子会社の株式50%以上を有するなど親会社が子会社を実質的に支配し、一体的な経営を行っている親子会社グループについては、親子会社で技術者の育成方針が共通していることやノウハウの共有が図られていること等から、恒常的な雇用関係を有するものとみなし、技術者の在籍出向を認めている（下記参照）。

親会社と連結子会社からなる企業集団



※親会社及びその連結子会社間の出向社員に係る主任技術者又は監理技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係の取扱い等について(改正)
(平成28年国土建第119号)

× 企業集団外は不可

非連結子会社
・ 関連会社

× 企業集団外は不可

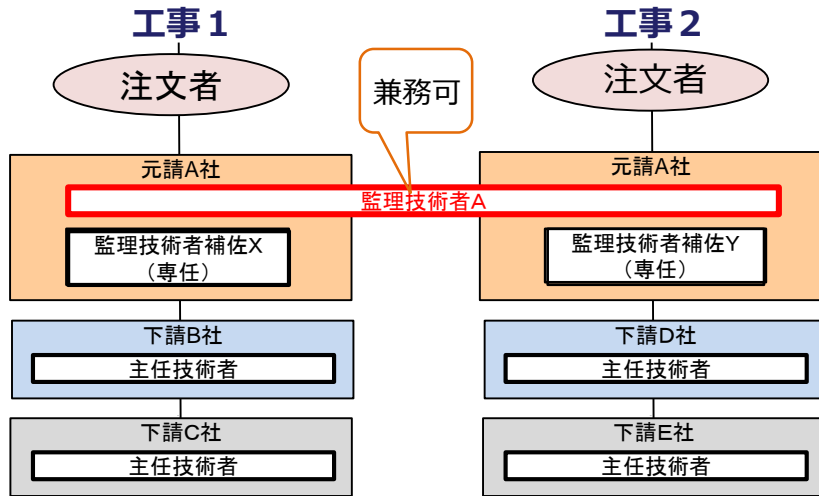
在籍出向者の取扱いの緩和については、建設業法における監理技術者制度の趣旨等も踏まえ、十分に技術力を発揮することが可能かどうか、まずは事例収集・実態調査を行っていく。

1. 技術者制度の概要と現状
2. 在籍出向者の監理技術者配置について
3. 監理技術者等の確保に向けた取組

○ 改正建設業法（令和2年10月施行）により、監理技術者等の確保・生産性向上を図るため、監理技術者の専任配置要件の合理化、主任技術者の配置義務の見直し等を実施。

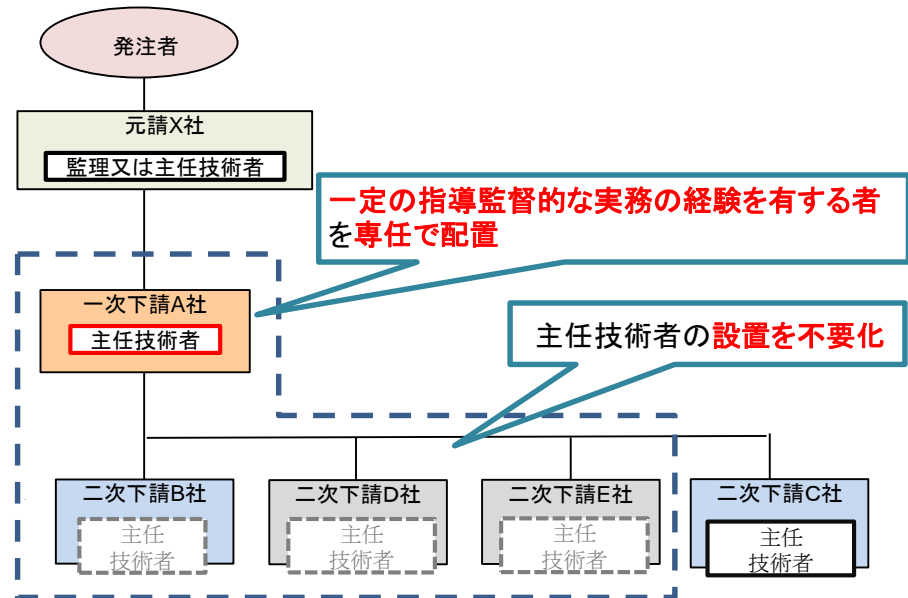
【監理技術者の専任要件の緩和】

- ・ 監理技術者の職務を補佐する者を専任で置いた場合には、**監理技術者の兼務を可能**とする（当面2現場）。
- ・ 監理技術者補佐の要件は、**技士補の資格を持つ者**などとする。



【主任技術者の配置義務の見直し】

- ・ 一定金額未満の鉄筋工事及び型枠工事において、元請負人が注文者の承諾と下請建設業者の合意を得た場合、**下請建設業者の主任技術者配置を不要化**。



1. デジタル原則を踏まえた規制の横断的な見直し

(4) 常駐・専任に係る規制の見直し

○生産性向上に資する建設業における技術者等の配置・専任要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、担い手の確保や育成、生産性の向上が課題となっている建設業について、「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」を開催し、デジタル技術の利活用や働き方の多様化を前提とした規制の適正化・精緻化に向けて、工事現場などにおける適正な施工の確保のための技術者の配置・専任要件について、デジタル技術の利活用を柔軟に認めつつ、建設工事の規模・種別ごとの実態も踏まえ、必要な見直しを行う。

2. デジタル分野以外の横断的な取組

(1) 多様でフェアな社会の実現に資する技術者等の資格要件の見直し

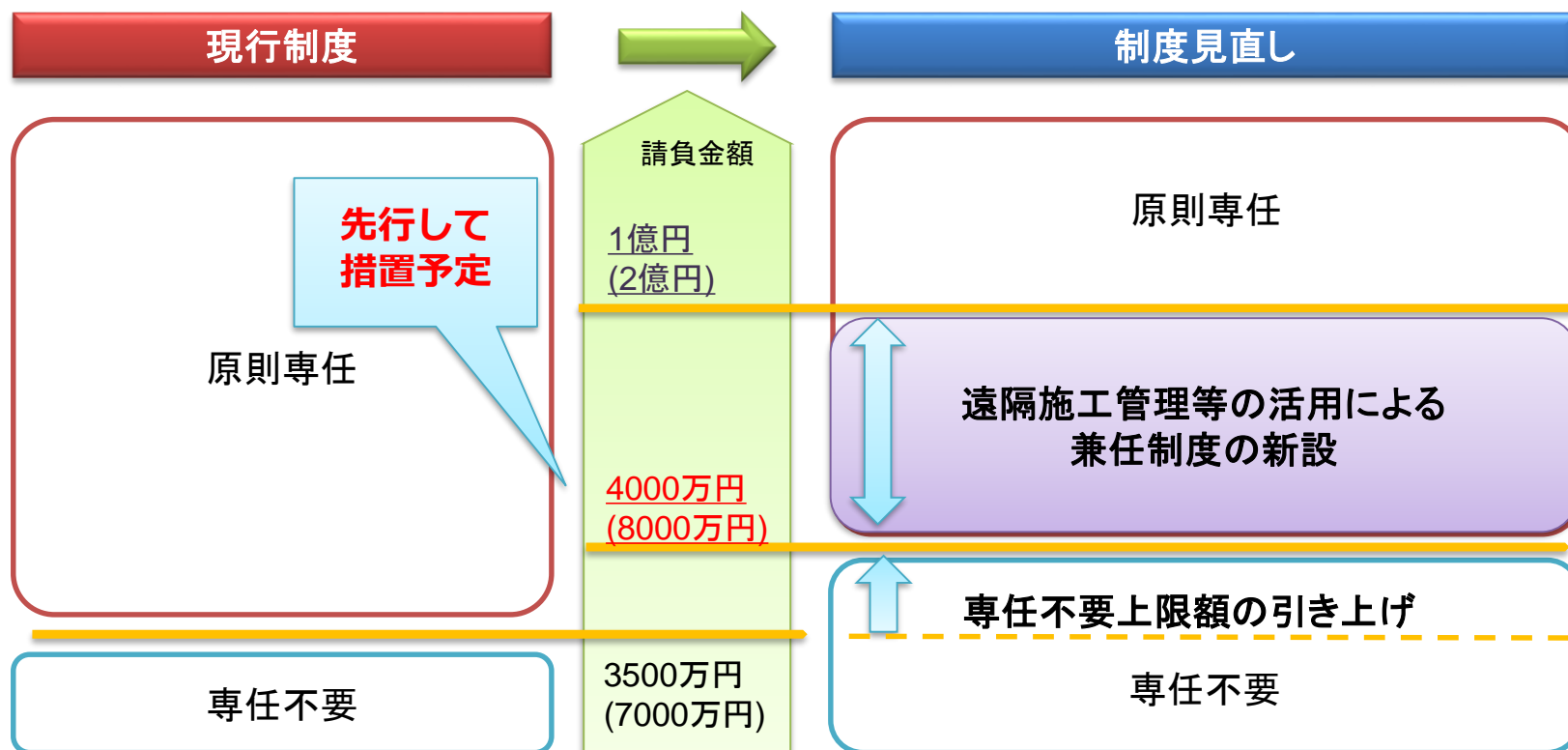
○建設業における技術者の資格要件の見直し

【令和4年上期結論、結論を得次第可能なものから速やかに措置】

- 国土交通省は、建設業の技術者となるための資格取得及び受検の要件について、当該要件が技術者として建設工事を適正に実施するために必要な知識及び能力を確認するために定められていることを踏まえ、資格取得や受検の要件として実務経験年数を設けることの必要性、学歴に応じて実務経験年数に差異を設けることの合理性、指定学科の範囲の在り方に関する検討を行い、その結果に基づいて必要な見直しを行う。

- 昨年度の規制改革推進会議における御議論も踏まえ、有識者からなる「技術者制度検討会」を開催し、監理技術者等の専任を求める金額の引き上げ、ICT技術を活用した遠隔施工管理等の活用による兼任制度の新設等の更なる合理化方針についてとりまとめ。
- 金額要件の引き上げについては先行して措置すべく、現在パブリックコメントを実施中。

監理技術者等の専任制度に関する見直し方針（技術者制度の見直し方針（令和4年5月31日）より）



■ 技術検定について、学歴に応じた実務経験要件の見直し等に向け検討・法令改正作業中。

技術検定制度に関する見直し方針（技術者制度の見直し方針（令和4年5月31日）より）

○ 1級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	卒業後 3年実務	
短大、高専（指定学科）	卒業後 5年実務	
高等学校（指定学科）	卒業後 10年実務	
大 学	卒業後 4.5年実務	
短期大学、高等専門学校	卒業後 7.5年実務	
高 等 学 校	卒業後 11.5年実務	
2 級 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年実務
上 記 以 外	15年実務	

（いずれも指導監督的実務経験1年を含む必要あり）

（見直し）



第一次検定	第二次検定
19歳以上 （専門性の高い大学 課程履修者は一部 科目を免除）	1級技士補として 一定規模以上の工事の 実務経験 3年

○ 2級の受検資格（現行）

学 歴	第一次検定	第二次検定
大学（指定学科）	17歳以上	卒業後 1年実務
短大、高専（指定学科）		卒業後 2年実務
高等学校（指定学科）		卒業後 3年実務
大 学		卒業後 1.5年実務
短期大学、高等専門学校		卒業後 3年実務
高 等 学 校		卒業後 4.5年実務
上 記 以 外		卒業後 8年実務

（見直し）



第一次検定	第二次検定
17歳以上 （専門性の高い学校 課程履修者は一部 科目を免除）	2級技士補としての 実務経験 3年